

請 願 文 書 表

受理番号	7-7	受理年月日	7.10.1	付託委員会	総務常任委員会
請願者の 住所及び 氏名	藤元 清 後宮 みち江 西 和代 中林 富恵 谷口 公洋 萩尾 八重子 亀井 成美 岡田 計男 湯川 佳鶴子 滝澤 松代 嶋路 裕子 日下 勤 中辻 政美			紹介議員	西 良倫
件 名	次期水道事業ビジョン作成に市民参画を求める請願				
要 旨	令和 10 年度からの次の城陽市水道事業ビジョンの策定に、多くの市民が直接参加し、意見が反映されるようにしてください。				

1、請願の趣旨

厚生労働省の推奨の下作成された現在の城陽市水道事業ビジョンは、平成30年度から令和9年度までを見通して策定されたものです。令和10年度からの次の城陽市水道事業ビジョンが策定されることと思います。次の城陽市水道事業ビジョンの策定に、多くの市民が直接参加し、意見が反映されるようにしてください。

2、請願の理由

水道事業ビジョンは国土交通省が水道事業者(市町村)に対し、水道事業における今後の安定給水のために水道の課題や環境を総合的に分析し計画的に実行していくための経営戦略として策定をすすめているものと理解します。つまり、城陽市水道事業ビジョンは城陽市の水道を今後どうしていくのか、という指針です。

水はライフラインの中でも命に直結するかけがえのないインフラです。水道はまた市民の財産でもあります。水をどうするか、というのはまさに私たち自身の問題なのです。

自分たちのことは自分たちで話し合っ決めてというのが民主主義の基本です。当事者である市民が自分たちの水道をどうするか、という決定に関与するのは至極当然のことです。

厚生労働省が作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」には「水道事業ビジョンの策定又は改定にあたっては、地域の水事業に精通した学識経験者、水道利用者である住民等、第三者の参加を得た検討会等を設置するとともに、パブリックコメント等の活用を通じて広く意見を聴取・反映することが望ましい」とあります。もちろん専門知識や幅広い見識が必要なことから、市民だけで作成できるわけではありません。手引きにあるように、学識経験者や専門家などを交えてもうけた検討会の中で、市民も忌憚なく意見を言える形を求めます。これまで幾つかの委員会や審議会で見られるように、数人の市民に限ったり、一方通行のパブコメだけでは、「広く意見を聴取・反映」したことにはなりません。

決定に市民が参加する、これは民主主義の要諦です。

もしも城陽市がこれを否定するのなら、すなわち城陽市が民主主義を否定するということでもあります。

地方行政は民主主義の学校です。何より市民のために次期水道事業ビジョン策定過程に市民が参画できるよう請願いたします。